

2013年5月21日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
国土交通大臣 太田 昭宏 様

東京都港区「シティハイツ竹芝」のシンドラーター社製エレベーター戸開走行事故及び石川県金沢市のシンドラーター社製エレベーター戸開走行事故について、事故原因の徹底的な調査と早期全面解明、それに基づく真の再発防止対策の実施、事故原因の全面解明のために必要な調査権限（警察・検察の捜査関係資料なども調査することができる権限）のある独立した中立な第三者による事故調査機関の早期設置、及び、二重ブレーキが義務化されていない既設エレベーターについて二重ブレーキを義務化する等の対策の早急な実施を求める要請書

平成18年6月3日、東京都港区の「シティハイツ竹芝」で、シンドラーター社製エレベーターが戸開走行事故を起こし、市川大輔の命を理不尽に奪いました。事故後、法を一部改正するなどの対策をしたにもかかわらず、平成24年10月31日、石川県金沢市で、シンドラーター社製エレベーターが戸開走行事故を起こし、前多外志子の命を理不尽に奪いました。

1 シティハイツ竹芝エレベーター事故の事故調査及び再発防止対策によって石川県金沢市の事故を防止できなかった痛恨の経過

(1) シティハイツ竹芝エレベーター事故後にとられた再発防止対策

平成18年6月3日のシティハイツ竹芝エレベーター事故後、平成18年9月に国土交通省社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会より、エレベーターの安全確保について当面の対策が報告されました。

その後、平成21年2月6日に国土交通省社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会に昇降機等事故対策委員会が設置され、同委員会において事故原因の調査等が行われ、平成21年9月8日に事故原因と再発防止策が報告されました（シティハイツ竹芝エレベーター事故調査報告書）。

これらの報告を踏まえ、次のような再発防止対策（以下「本件再発防止対策」といいます。）が講じられました。

① 二重ブレーキの設置義務づけ

平成21年9月28日以降、新設のエレベーターについては二重ブレーキ（戸が開いたまま「かご」が動いた場合に「かご」を自動的に制止させる装置。二重系のブレーキ、戸開走行検出装置、二重系の安全制御プログラムの要件をすべて満たすもの。「戸開走行保護装置」と呼ばれています。）の設置が義務づけられました。

② 建築確認申請時に保守点検マニュアルの添付義務づけ

平成21年9月28日以降、建築確認申請時に保守点検マニュアルの添付が義務づけられました。

③ 定期検査報告制度の見直し

ブレーキパッドの損耗等を検査項目に加えるなど、定期検査報告制度の見直しが行われました。

(2) 本件再発防止対策の問題点

しかし、本件再発防止対策には重大な問題点がありました。

① 二重ブレーキの設置義務づけについて

本件再発防止対策によって新設のエレベーターについては二重ブレーキの設置が義務づけられましたので、保守点検によって戸開走行が防止されなかった場合でも、二重ブレーキによって戸開走行事故を防止するという二重の安全対策がとられることになりました。

しかし、本件再発防止対策では、約70万基ともいわれる既設のエレベーターについては、二重ブレーキの設置が義務づけられませんでした。

そのため、既設のエレベーターについては、二重ブレーキが設置されない限り、保守点検によって戸開走行事故を防止するしかありません。保守点検によって戸開走行が防止されなかった場合には、戸開走行という極めて危険な事態が発生してしまいます。

② 建築確認申請時の保守点検マニュアルの添付義務づけについて

本件再発防止対策によって新設のエレベーターについては建築確認申請時に保守点検マニュアルの添付が義務づけられました。

しかし、これも既設のエレベーターには義務づけられませんでしたので、自主的に保守点検マニュアルが交付されない限り、エレベーターの所有者、管理者、保守管理業者が保守点検マニュアルを入手できるとは限りません。

また、そもそも保守点検マニュアルの入手のみで適切な保守点検が可能になるとは限りません。

③ 定期検査報告制度の見直しについて

これは既設のエレベーターにも義務づけられました。

しかし、シティハイツ竹芝エレベーター事故の事故原因が全面的に解明されていないため、ブレーキパッドの損耗等を検査項目に加えるなどの定期検査報告制度の見直しだけで戸開走行事故を防止できる保証はありません。

このように、既設のエレベーターについては、義務づけをともなう再発防止対策としては、ブレーキパッドの損耗等を検査項目に加えるなどの定期検査報告制度の見直しのみであり、それだけで戸開走行事故を防止できる保証はなかったこととなります。

(3) 本件再発防止対策に対する被害者遺族の要請

そこで、シティハイツ竹芝エレベーター事故の被害者遺族は、平成22年12月3日、当時の菅直人内閣総理大臣と馬淵澄夫国土交通大臣に要請書を提出し、次の事項を要請しました。

① 事故原因の早期全面解明

② それに基づく再発防止対策の早期実施

③ 独立した中立な第三者による事故調査機関の早期設置

④ 二重ブレーキが義務化されていないエレベーター約70万基について二重ブレーキを義務化する等の対策を早急に検討し実施すること

なお、シティハイツ竹芝エレベーター事故の被害者遺族は、上記要請以前にも、たとえば、平成18年11月14日には警視庁と東京地方検察庁に事故原因の早期究明と責任追及の早期実現を要請し、同月24日、国土交通省に事故原因の早期究明と再発防止対策の早期実施を要請し、同年12月27日、当時の安倍晋三内閣総理大臣と冬柴鐵三国土交通大臣に、事

故再発防止の観点からの独立・中立の事故調査機関を設置し、事故原因の早期全面解明と公開を行い、再発防止対策の早期実施をはかることを要請しました。また、平成20年6月3日には、東京地方検察庁検事正、警察庁長官及び国土交通大臣に合計約40万名の「事故原因の全面解明と刑事責任の厳正な解明を求める」署名を提出しました。

(4) 上記要請の理由

昇降機等事故対策委員会の事故調査は、最も重要な証拠である警察の捜査関係資料が公表されていない状態で、公表された事実、関係機関から得られた情報等をもとに進められたため、事故原因の全面的な解明がなされていませんでした。

たとえば、「シティハイツ竹芝エレベーター事故調査報告書」は、「所有者、管理者及び保守管理業者による不具合の原因究明や不具合に対する措置が極めて不十分であったことが考えられる。」とか、「製造者が作成した保守点検マニュアルが入手できない中で適切な技術情報に基づいた保守点検が行われていなかった可能性がある。」などと指摘しましたが、なぜ戸開走行事故を防ぐことができなかったのか、その背景となった技術的要因や人的要因や組織的要因などを具体的に解明することは全くできていないのです。

そのため、本件再発防止対策は、シティハイツ竹芝エレベーター事故の事故原因の全面的な解明に基づくものではありません。

二重ブレーキが設置されていない既設のエレベーターについては、保守点検によって戸開走行事故を防止するしかありませんが、事故原因が全面的に解明されていない以上、ブレーキパッドの損耗等を検査項目に加えるなどの定期検査報告制度の見直しだけで戸開走行事故を防止できる保証は何もないのです。

以上の理由から、戸開走行事故の真の再発防止対策を明らかにするために事故原因の早期全面解明を要請し、それに基づく真の再発防止対策の早期実施を要請したのです。

しかし、事故原因の全面解明のためには、最も重要な証拠である警察の捜査関係資料の調査が必要です。昇降機等事故対策委員会には警察の捜査関係資料を調査する権限がないため、事故原因の全面解明ができないのです。そのため、警察の捜査関係資料を調査する権限のある独立した中立な第三者による事故調査機関の早期設置を要請したのです。

そして、事故原因の全面解明に基づく真の再発防止対策がとられていない中で、二重ブレーキが義務化されていない既設のエレベーター約70万基については、戸開走行事故が再発する危険が大きいですから、二重ブレーキを義務化する等の対策を早急に検討し実施することを要請したのです。

(5) 石川県金沢市の事故

しかし、上記要請が実現されないまま、平成24年10月31日、石川県金沢市で、シンドラー社製エレベーターが戸開走行事故を起こし、前多外志子の命を理不尽に奪いました。

この事故は、危惧されていた既設のエレベーターでの事故であり、二重ブレーキは設置されていませんでした。また、シティハイツ竹芝エレベーター事故の事故機と同じシンドラー社製でブレーキや制御盤なども同型でした。

(6) 石川県金沢市の事故の事故調査と再発防止対策

平成25年2月8日、国土交通省社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会は

「石川県内エレベーター戸開走行事故調査中間報告書」をとりまとめ、国土交通省は社会資本整備審議会の議決として公表しました。

それは次のことを明らかにしました。

第1に、事故原因について、今回の調査では、実機による詳細な調査やシンドラ社製のエレベーターの緊急点検等を行った結果、①プランジャーの動きに余裕が少なく、ブレーキライニングに一定以上の摩耗が生じると短時間でブレーキ保持力を失うという事故機の構造上の特性がブレーキの引きずりに対し脆弱な構造であること、②ブレーキの取扱説明書に従ったスプリング長さの設定やブレーキライニングの摩耗に対する措置が実施されない等ブレーキの引きずりを生じさせないための保守・点検が不徹底であることが、今回の事故の要因であるということです。

第2に、事故機のブレーキの引きずりに対し脆弱な構造上の特性やブレーキの取扱説明書に従った保守・点検がなされていないなどシンドラ社の保守・点検の不徹底という要因を考慮すると、事故の再発を防止するためには、シティハイツ竹芝の事故後に講じられた措置だけでは不十分であり、事故機と同型の巻上機を有するW型については二重ブレーキ（戸開走行保護装置）を速やかに設置するとともに、二重ブレーキ（戸開走行保護装置）未設置のエレベーターについては機種別の構造特性に応じたより詳細な定期検査を従来よりも頻度高く確実に実施することが必要であるということです。

(7) 「石川県内エレベーター戸開走行事故調査中間報告書」の問題点

しかし、上記の要因は、シティハイツ竹芝の事故調査においても、実機による詳細な調査やシンドラ社製のエレベーターの緊急点検等を行えば判明したはず

です。
なぜ、シティハイツ竹芝の事故調査において、実機による詳細な調査やシンドラ社製のエレベーターの緊急点検等を行い、これらの要因を解明することができなかつたのでしょうか。

この問題が解明されなければ、不十分な事故調査に基づく不十分な再発防止対策によって事故を再発させる誤りを繰り返すこととなります。

また、今回の中間報告書も、なぜ戸開走行事故を防ぐことができなかつたのか、その背景となった技術的要因や人的要因や組織的要因などを具体的に全面的に解明することはできていないのです。

たとえば、ブレーキパッドの損耗等を検査項目に加えるなどの定期検査報告制度の見直しがされたにもかかわらず、なぜ戸開走行事故を防ぐことができなかつたのか。その技術的要因や人的要因や組織的要因などは、まだ全面的に解明されてはいません。エレベーターの製造者（メーカー）、所有者、管理者、保守管理業者、受託業者など、すべての関係者の技術的要因、人的要因、組織的要因などの背景要因をすべて解明しなければ、真の再発防止対策を明らかにすることはできません。

2 すべてのエレベーター利用者の安全のために

エレベーターは、私たちの生活の身近にある乗り物であり、子どもからお年寄りまで誰もが利用しています。エレベーター利用者である私たちは、生活のあらゆる場所でさまざまな製造者（メーカー）、所有者、管理者、保守管理業者のエレベーターを利用しています。だからこそ、製造者（メーカー）、所有者、管理者、保守管

理業者がさまざまに違っていても、エレベーター利用者の安全が平等に守られなければなりません。製造者（メーカー）、所有者、管理者、保守管理業者が責任を押し付けあうのではなく、エレベーター利用者の安全を平等に守るために、エレベーターを常時安全な状態に保持するために、製造者（メーカー）、所有者、管理者、保守管理業者が協同して責任を負うことが必要です。

エレベーター事故の事故原因を徹底的に調査し、迅速に事故原因を全面解明し、それに基づく真の再発防止対策をとることによって、二度とこのような悲惨な事故を繰り返さないようにしていただきたいのです。

3 なぜ事故原因の全面解明にこんなに時間がかかるのでしょうか。

シティハイツ竹芝エレベーター事故から7年、未だにこの事故は全面解明に至っていません。なぜ事故原因の全面解明にこんなに時間がかかるのでしょうか。そのこと自体が被害者遺族を苦しめ続けるとともに、真の再発防止対策をとることを妨げ、悲惨な事故を再発させています。

警察・検察の捜査で押収された証拠を調査することができないことが、事故原因の全面解明に時間がかかる原因となっています。

事故原因の早期全面解明と真の再発防止対策の早期実施こそ、被害者遺族の切なる願いであり、悲惨な事故の再発を防ぎ、すべてのエレベーター利用者の安全を守る道です。

そのためには、事故原因の全面解明のために必要な調査権限（警察・検察の捜査関係資料なども調査することができる権限）のある独立した中立な第三者による事故調査機関を早期に設置していただきたいのです。

4 被害者遺族の心からの叫び・訴えと真摯に向き合っていただきたい。

事故調査に長い時間がかかってしまうことは、早急に安全対策をするための足かせになり、被害者遺族の苦しみを長引かせることにつながってしまいます。

真の事故原因を解明し、事故の教訓を安全に活かすことが、失われてしまった命を生かすことです。

失われた命を無駄にしないでいただきたいのです。

被害者遺族の心からの叫び・訴えと真摯に向き合っていただきたいのです。

以上のような痛恨の経過を踏まえて、2つの事故について、事故原因の徹底的な調査と早期全面解明、それに基づく真の再発防止対策の早期実施を重ねて要請致します。

そして、シティハイツ竹芝エレベーター事故の事故調査と再発防止対策によって石川県金沢市の事故を防止できなかった原因を踏まえて、事故原因の全面解明のために必要な調査権限（警察・検察の捜査関係資料なども調査することができる権限）のある独立した中立な第三者による事故調査機関の早期設置を重ねて要請致します。

さらに、なぜ戸開走行事故を防ぐことができなかったのかについて、その技術的要因や人的要因や組織的要因などがまだ全面的に解明されていないことを踏まえて、二重ブレーキが義務化されていない既設エレベーターについて二重ブレーキを義務化する等の対策を早急を実施することを重ねて要請致します。

シティハイツ竹芝エレベーター事故被害者遺族 市川 正子
石川県金沢市エレベーター事故被害者遺族 前多 智之